

依頼者の皆様へ

平成 29 年 3 月 13 日  
株式会社ハウスジーメン

## 各種商品における省エネ基準変更の取り扱いについてのご案内

平成 29 年 3 月 31 日をもって現行の省エネ法に基づく省エネ基準（平成 25 年基準）が廃止となり、4 月 1 日より建築物省エネ法（建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律）に基づく基準（平成 28 年基準）に一本化されます。

これにより、省エネ基準を引用する各種商品につきましても 4 月 1 日以降は平成 28 年基準のみとなり、平成 25 年基準を使用することはできなくなります。

商品別に切替えの適用日が異なりますので、【別紙】をご確認の上、新規でお申込みいただく際はご注意ください。よろしくお申し上げます。

## 各種商品における省エネ基準変更の取り扱いについて

平成 29 年 3 月 31 日をもって現行の省エネ法に基づく省エネ基準（平成 25 年基準）が廃止となり、4 月 1 日より建築物省エネ法（建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律）に基づく基準（平成 28 年基準）に一本化されます。

これにより、省エネ基準を引用する各種商品につきましても 4 月 1 日以降は平成 28 年基準のみとなり、平成 25 年基準を使用することはできなくなります。

商品別に切替えの適用日が異なりますので、下表をご確認の上、新規でお申込みいただく際はご注意ください。よろしくお願ひ申し上げます。

各種商品	平成 28 年基準での申請が必要
住宅性能表示	設計住宅性能評価の受理日が平成 29 年 4 月 1 日以降の物件
長期優良住宅	所管行政庁への認定申請日が平成 29 年 4 月 1 日以降の物件※2 注）技術的審査の受付日とは異なります。
低炭素建築物	
フラット 3 5 適合証明	・ 設計検査の受付日が平成 29 年 4 月 1 日以降の物件 ・ 竣工済特例の受付日が平成 29 年 4 月 1 日以降の物件 注）4 月以降に S 基準を追加する場合も該当します。
B E L S 等※1	受理日が平成 29 年 4 月 1 日以降の物件

※1 すまい給付金に係る「現金取得者向け新築対象住宅証明書」と贈与税非課税に係る「住宅性能証明書」も同様の扱いとなります。

※2 適合証の交付後、平成 25 年基準から平成 28 年基準に変更する場合は、再審査となるため変更申請料金が必要となります。

平成 28 年基準と平成 25 年基準の違いなど技術情報はこちらから

<http://www.kenken.go.jp/becc/house.html>

平成 28 年基準の一次エネルギー消費性能計算プログラムはこちらから

<http://www.kenken.go.jp/becc/index.html>

#### 4. 住宅に関する事項

##### 4.1 平成28年省エネルギー基準に準拠したプログラム及び技術情報

###### エネルギー消費性能

エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版) Ver. 2.1.2を使用する

上記プログラムのリンク先URL → <http://house.app.lowenergy.jp/>

旧バージョン(Ver.2.0.4) → <http://house.prev.lowenergy.jp/> (2017年3月31日まで公開)

- ・ [プログラムへのアクセス状況](#) (PDF 約104KB) H28.07.13公開

アクセスが集中する時間帯および曜日は、サーバの応答が遅くなる場合があります。予めご了承ください。

[ページの先頭へ↑](#)

【お問合せ先】株式会社ハウスジューメン 技術部 審査室 03-5408-8496